

日銀市第158号
2024年8月30日

金融調節等入札連絡事務についての

日銀ネット利用先

日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行
金 融 市 場 局

「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネットワーク
システムの利用に関する規則」の一部改正に関する件

金融調節等入札連絡事務については、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日本銀行では、「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等^(注)に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

(注) 日本銀行ホームページに掲載されている2024年7月31日付の「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等について」別紙2および本日付の「国債の条件付売買基本要領」の一部改正の実施日について」をご参照ください。

以 上

「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの
利用に関する規則」 中一部改正

○ 第4条第1項第6号を横線のとおり改める。

(6) 日本銀行が行う国債の買戻条件付売却

銘柄毎の期間利回り別売却額(利回り入札方式の場合) または売却額(固
定利回り方式の場合) ならびに売却代金および買戻代金